

熊本県公安委員会告示第17号

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令(平成19年政令第21号)第5条第5号の規定に基づき、令和7年7月24日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

熊本県熊本市中央区花畑町4番3号
株式会社KASSE JAPAN
代表取締役 有元 隆

- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

1 mio camino AMAKUSA	熊本県上天草市松島町合津6215-17
2 阿蘇山上ターミナル	熊本県阿蘇市黒川字阿蘇山1808番

- 3 変更の届出があった事項

阿蘇山上ターミナルの削除(令和7年9月30日付)

令和7年 9月 25日

熊本県公安委員会

